

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月24日

東近江市議会議長
大橋保治様

提出者

東近江市議会

議会運営委員会委員長 西崎 彰

会議案第1号

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月24日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 西 崎 彰

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例

東近江市議会委員会条例（平成17年東近江市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号エ中「市民環境部」を「市民部」に改め、「（保険年金課及び保険料課の所管に属する事項は除く。）」を削り、同号中コをサとし、オからケまでをカからコまでとし、エの次に次のように加える。

オ 環境部の所管に属する事項

第2条第2項第2号ア中「市民環境部」を「健康医療部」に改め、「（保険年金課及び保険料課の所管に属する事項に限る。）」を削り、同号イ中「健康福祉部」を「福祉部」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

令和5年度以後の本市の組織改編に伴い、常任委員会の所管を改めたく、本議案を提出するものである。